

Klub Zukunft 会則

(前文)

Klub Zukunft は、会員相互の連携と多方面での人的ネットワークの構築、及び会員それぞれが持つ資格や能力・才能を発揮することにより、文化・芸術・観光などの分野で社会に役立つ活動・事業を展開し、日本やドイツの文化を始めとして、古今東西の文化を探求することを目指し下記の通りその会則を定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 当該任意団体、Non Profit Organization(NPO)の名称は、Klub Zukunft(クラブ・ツークunft)という。
(事務所)

第2条 当該任意団体は、主たる事務所を「大阪府枚方市東香里 1-5-12」に置く。

(目的)

第3条 前文に掲げた通り、当該任意団体は、文化・芸術・観光の分野で活動することにより、特に関西における文化の進展に寄与し、同時に会員の自己実現と交流親睦を図る事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 当該任意団体は、前条の目的を達成する為に、当該会則を定め組織的に活動する。

(事業の種類)

第5条 当該任意団体は、第3条の目的を達成する為、次の活動を行う。

(1)主たる活動

①毎月一回正会員、賛助会員の出席を基に月例会を開催し、講演・セミナー・全体会議並びに懇親交流会などを実施

②非定例の特別企画として、各種催鑑賞会・見学会や散策会・ツアー・特別講演会・セミナーなどを実施

③各種展示会や演奏会などのイベントを企画、プロデュース

④会報誌の発行

(2)その他の活動

⑤各種プロジェクトを立ち上げ、プロジェクト毎にチームを編成し、活動内容を検討する。活動を具体的に実施する段階で、基本的に当該団体とは切り離れた組織を構成し実施するものとする。

⑥他の対外的な活動と連携する。

第2章 会員

(種別)

第6条 当該任意団体の会員は次の2種類とし、正会員をもって運営される。

(1)正会員

この団体の目的に賛同して入会した個人又は団体で、特に、当該任意団体の運営に対して議決権を有する会員。正会員は会報誌の頒布、ハウスコンサート、アートと輪環展、散策会、旅行会、ドイツ文化研究会等への参加に際し特典が得られる。

(2)賛助会員

この団体の活動に参加した事があり、賛助する為に登録した個人、又は団体で、会員としての権利は享受できないが、情報などの提供は受けることができる。

(入会)

第7条 次の2つのケースに分けられる。

(1)正会員

会員として入会しようとするものは入会申込書を代表幹事に提出し、代表幹事の承認を得なければならない。

代表幹事は、会員の申込みがあれば基本的には入会を認めるものとするが、当該団体の運営上不適切と判断される場合、これを認めない場合がある。

(2) 賛助会員

会員として登録を希望するものは、登録申込書を当該団体の事務局に提出しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は総会において別に定める年会費並びに定例会参加料を納入しなければならない。年度の途中入会の場合の年会費は、入会月に応じ月割にて計算する。但し、年会費を継続納入する場合は、納入月に拘わらず定められた年会費全額を納入しなければならない。

また、正会員の氏名及び連絡先などのリストを作成し、正会員間で共有を図る。

(脱会・休会)

第9条

1. 正会員は脱会届を代表幹事に提出し任意に脱会することができる。休会の場合も休会届を提出しなければならない。また、脱会時に納入済みの年会費の返却はないものとする。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には脱会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 年会費を1年間滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。但し、その会員は、議決前に弁明の機会が与えられる。

(1) この会則に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した年会費及びその他の抛出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

第3章 幹事

(種別)

第12条 1. この団体は次の役員を置く。

(1) 幹事 3人以上

(2) 監査 1人以上

2. 幹事のうち1人を代表幹事、1人を副代表幹事とする。

3. 幹事及監査は総会において選任する。

4. 代表幹事は幹事の互選により定める。但し、副代表幹事は代表幹事の指名による。

5. 監査は幹事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条

1. 代表幹事はこの団体を代表し、その業務を統括する。

2. 副代表幹事は代表幹事を補佐し代表幹事に事故があるとき、又は代表幹事が欠けたときはその職務を代行する。

3. 幹事は幹事会を構成しこの会則の定め及び総会の議決に基づきこの団体の業務を執行する。

4. 監査は次にあげる職務を行う。

(1) 幹事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をする為に必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 幹事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、

幹事に意見を述べること。

(任期)

第14条

1. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任されたとき役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 幹事又は監査のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、これを遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(種別)

第17条 この団体の総会は通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 年会費や参加料等の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 幹事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 監査が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第21条

1. 総会は、代表幹事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監査が招集する。
2. 代表幹事は、前条2項第2号規定による請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会を開かななければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条

1. 総会における議決事項は、第21条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の決議事項は、この会則で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第25条

1. やむをえない理由の為、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、その総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条

1. 総会の議事録については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数

(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)

 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人に選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 幹事会

(構成)

第27条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(権能)

第28条 幹事会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 幹事会を補佐する目的で、その下部組織として別途運営委員会を組織し各運営委員を任命する権限を有する。当該組織は定例の総会で報告される。

(開催)

第29条 幹事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表幹事が必要と認めたとき。
- (2) 幹事総数の3分の1以上の幹事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第30条

1. 幹事会は代表幹事が招集する。
2. 代表幹事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に幹事会を招集しなければならない。
3. 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 幹事会の議長は代表幹事が当たる。

(議決等)

第32条 この団体の業務は、幹事の過半数をもって決する。

(議事録)

第33条

1. 幹事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 幹事の現在数及び出席した幹事の氏名

(書面表決者については、その旨を明記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、その会議において出席した幹事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この団体の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 年会費並びに参加料

(2) 寄付金品

(3) 資産から生じる収入(利息など)

(4) その他の収入

(資産の区分)

第35条 当該団体の資産は、次の各号に区分する。

(1) 定例会や講演会など年会費や参加料で運営する活動

(2) 収入を伴う活動

(資産の管理)

第36条 資産は代表幹事が管理の責を負う。代表幹事が資産管理担当幹事を指名してその幹事が管理の業に当たるものとする。

(経費の支弁)

第37条 当該団体の経費は、資産を取り崩して支払う。

(会計の区分)

第38条 当該団体の会計は、次の各号に区分する。

(1) 定例会や講演会など年会費や参加料で運営する活動

(2) 収入を伴う活動

(事業計画及び予算)

第39条 当該団体の事業計画及び予算は、代表幹事が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第40条

1. 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てる為、予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは幹事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条

1. 第39条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表幹事は、幹事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 代表幹事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支計算書を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業計画)

第43条 この団体の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第44条

1. 当該団体の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局の運営は、当面、幹事が兼務してこれに当たる。
3. 事務局の職員は、代表幹事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第45条 主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第46条 当該会則の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第47条

1. 当該団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動の遂行不能
- (3) 正会員の欠如
- (4) 合併

2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 解散後の残余財産は、解散時の総会で決議したものに帰属させるものとする。

第9章 雑則

(公告)

第49条 当該団体の公告はこれを行なわない。

(委任)

第50条 当該会則の施行について必要な事項は、幹事会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

附則

1. 当該団体は平成20年1月1日をもって正式に設立されたものとし、会則は、同日から施行する。
2. 当該団体の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員
年会費 6,000円
 - (2) 賛助会員
年会費 不要
3. 当該団体の定例会に参加する場合、正会員と賛助会員は、年会費とは別に、都度、参加料を支払うものとする。
 - (1) 正会員 500円
 - (2) 賛助会員 1,000円

4. 当該団体の役員は、2017年1月25日に開催した総会にて、第12条の規定に沿い、役員改選が行われ、次に掲げる通り承認されている。

併せて会則第3章の規定に則り、6月29日の臨時幹事会で今中康文氏を副代表幹事に、田原逸雄氏をシニアアドバイザーに、西川久子氏を幹事に選任し、7月1日より執行。(2017年7月10日付のメールにて正会員に発信)

任期:平成29年1月1日～平成30年12月31日

- (1)代表幹事 : 藤好洋 (ふじよし よう)
- (2)副代表幹事 : 今中康文(いまなか やすふみ)
- (3)幹事 : 奥野 守(おくの まもる)
- (3)幹事 : 山下邦彦(やました くにひこ)
- (3)幹事 : 西川久子(にしかわ ひさこ)
- (3)幹事・シニアアドバイザー : 田原逸雄(たはら かつお)
- (4)監査 : 茂見寛二(しげみ かんじ)